

知的財産案件審理法

- 1、2007年3月28日總統華總一義字第09600035711号令により全文39条を公布。本法施行期日については司法院による命令でこれを定める。
2008年5月6日司法院院台庁行一字第0970009972号令により2008年7月1日より施行を公布。
- 2、2011年11月23日總統華總一義字第10000259681号令により第30-1条文増設公布。施行期日については司法院がこれを定める。
2011年12月26日司法院院台庁行一字第1000032867号書簡に基づき2012年9月6日より施行。
- 3、2014年6月4日總統華總一義字第10300085261号令により第4、19、23、31条の修正、第10-1条の増設を公布。施行期日については司法院がこれを定める。
2014年6月6日司法院院台庁行三字第1030015766号令により2014年6月6日より施行。

第一章 総則

第1条 知的財産案件の審理は、本法の定めるところによる。本法に定めのない場合は、民事訴訟、刑事訴訟若しくは行政訴訟の各手続において適用される法律による。

第2条 本法にいう営業秘密とは、営業秘密法第2条所定の営業秘密をいう。

第3条 当事者、代表者、代理人、弁護人、補佐人、証人、鑑定人その他の訴訟関係者が所在する場所と裁判所との間に音声と映像を双方向に送信することのできる科学技術的設備があり、直接審理を行うことが可能な場合、裁判所は申立てにより又は職権で、当該設備を用いてこれを行うことができる。

前項の場合において、裁判所は当事者の意見を尋ねなければならない。

第1項の場合において、その期日通知書若しくは召喚状に記載する場所は当該設備の所在する場所とする。

第1項により進められた手続における調書その他の書類に関し、尋問を受けた者の署名が必要なものは、尋問する側の裁判所から尋問を受ける者の所在場所に送信し、尋問を受けた者がその内容を確認し、署名したうえ、調書をファックスその他の科学技術的設備をもって尋問する側の裁判所に返送する。

第1項の審理及び前項の書類送信に関する作業要領は、司法院がこれを定める。

- 第4条 裁判所は必要なときに、技術審査官に対し、次に掲げる職務の執行を命ずることができる。
- 一、訴訟関係を明確にするため、事実上と法律上の事項について専門知識に基づいて当事者に説明し、又は発問する。
 - 二、証人又は鑑定人に直接発問する。
 - 三、本案について裁判官に意見を陳述する。
 - 四、証拠を保全するにあたり、証拠調べに協力する。
 - 五、保全手続又は強制執行手続に協力する。

- 第5条 技術審査官の除斥・忌避・回避に関し、その関与する審判の手続により、それぞれ民事訴訟法、刑事訴訟法、行政訴訟法の裁判官の除斥・忌避・回避に関する規定を準用する。

第二章 民事訴訟

- 第6条 民事訴訟法第二編第三章、第四章の規定は知的財産に関わる民事訴訟において適用されない。

- 第7条 知的財産裁判所組織法第3条第1号、第4号所定の民事事件は、知的財産裁判所の管轄とする。

- 第8条 裁判所の知っている特殊な専門知識については、当事者に弁論の機会を与えたうえで、始めてこれを採用し裁判の根拠とすることができる。裁判長又は受命裁判官は事件の法律関係について、当事者に争点を明示し、並びに適時その法的見解を表明し、適度に心証を開示しなければならない。

- 第9条 当事者が提出した攻撃又は防御方法が当事者又は第三者の営業秘密に関わる場合に、当事者が申立て、裁判所が適切であると認めるときは、裁判を非公開とすることができ、また双方当事者の合意を得て裁判を非公開とする場合も同様とする。

訴訟資料が営業秘密に関わる場合に、裁判所は申立てにより又は職権で、決定をもって訴訟資料の閲覧、抄録若しくは撮影を不許可としたり、又は制限することができる。

- 第10条 書類若しくは検証物の所持者が正当な理由もなく裁判所による書類又は検証物の提出命令に従わないとき、裁判所は決定をもって台湾ドル3万元以下の過料に処することができ、また必要なときには決定をもって強制処分を命ずることもできる。

前項強制処分の執行は、強制執行法における物の引渡請求権の行使に関する規定を準用する。

第1項の決定について、抗告することができる。過料に処する決

定は、抗告中に執行を停止しなければならない。

裁判所は第1項の書類又は検証物所持者の提出しない正当な理由の有無を判断するため、必要なときには、非公開の方式によって提出を命ずることができる。

前項の場合において、裁判所はその書類又は検証物を開示することができない。但し、訴訟関係者の意見聴取のために開示する必要があるときは、この限りでない。

前項但し書の場合において、裁判所は開示前に書類又は検証物の所持者に通知しなければならない。所持者が通知を受けた日から14日以内に開示を受ける者に対する秘密保持命令の発令を申立てたときは、その申立てに対する決定が確定するまで開示することができない。

第10-1条 営業秘密の侵害事件について、もし当事者が、営業秘密の侵害を受けたと主張し、又は受けるおそれがある事実を既に疎明した場合に、他方当事者がその主張を否認したとき、裁判所は期限を決めて、その否認理由について具体的に答弁するよう他方当事者に命じなければならない。

前項について、他方当事者が正当な理由なくして、期限を超えて答弁しなかったり、答弁が具体的なものでなかったりしたとき、裁判所は、状況を酌量し、当事者の疎明した内容が真実であると認めることができる。

前項の場合、判決前に、当事者に弁論の機会を与えなければならない。

第11条 当事者又は第三者の所持する営業秘密について、疎明を経て次に掲げる場合に該当するとき、裁判所はその当事者又は第三者の申立てにより、他方当事者、代理人、補佐人その他の訴訟関係者に秘密保持命令を発することができる。

- 一. 当事者による書状の内容に当事者又は第三者の営業秘密に関わる記載があり、又は既に調査済み若しくは調査すべき証拠が当事者又は第三者の営業秘密に関わるとき。
- 二. 前号の営業秘密の開示、又は当該訴訟進行以外の目的での使用が、当該当事者又は第三者の当該営業秘密に基づく事業活動を妨げるおそれが生じるのを避けるために、その開示又は使用を制限する必要があるとき。

前項規定は、他方当事者、代理人、補佐人その他の訴訟関係者が、申立てがなされる前に既に前項第1号所定の書状閲覧又は証拠調べ以外の方法により、当該営業秘密を取得、又は所持していた場合においては適用されない。

秘密保持命令を受けた者は、その営業秘密を当該訴訟以外の目的で使用したり、又は秘密保持命令を受けていない者に開示したりし

てはならない。

第 12 条 秘密保持命令の申立ては、書面をもって次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一、秘密保持命令を受けべき者。
- 二、命令をもって保護されるべき営業秘密。
- 三、前条第 1 項各号に掲げる事由に該当する事実。

第 13 条 秘密保持命令を認める決定には、保護を受ける営業秘密、保護の理由及び禁止の内容を明記しなければならない。

秘密保持命令の申立てを認めたときは、その決定を申立人と秘密保持命令を受ける者に送達しなければならない。

秘密保持命令は、秘密保持命令を受ける者に送達されたときから、効力を生ずる。

秘密保持命令の申立てを棄却とする決定に対し、抗告することができる。

第 14 条 秘密保持命令を受けた者は、その命令の申立てが第 11 条第 1 項の要件を満たさないか、又は同条第 2 項の事由に該当するか、又はその原因がすでに消滅したことを理由に、訴訟が係属する裁判所に秘密保持命令の取消しを申立てることができる。但し、本案裁判が確定した後、秘密保持命令を発した裁判所に申立てなければならない。

秘密保持命令の申立人はその命令の取消しを申立てることができる。

秘密保持命令取消しの申立てに対する決定は、申立人と相手方に送達しなければならない。

前項の決定に対し、抗告することができる。

秘密保持命令は決定を経て取消しが確定したとき、その効力を失う。

秘密保持命令取消しの決定が確定したとき、申立人と相手方を除き、当該営業秘密について秘密保持命令を受けた他の者にも、裁判所は取消しの旨を通知しなければならない。

第 15 条 秘密保持命令を発した訴訟に関し、閲覧の制限又は不許可を受けておらず、且つ秘密保持命令も受けていない者が訴訟資料の閲覧、抄録、撮影を請求したとき、裁判所書記官は即時に命令の申立人にその旨を通知しなければならない。但し、秘密保持命令の取消しが確定したときは、この限りでない。

前項の場合において、裁判所書記官は、命令申立ての当事者若しくは第三者が通知書を受けた日から 14 日以内に訴訟資料を閲覧、抄録、撮影のために交付してはならない。命令申立の当事者又は第三者が、通知書を受けた日から 14 日以内に閲覧を請求した者に対する

秘密保持命令の発令を申立てたか、又はその閲覧の制限若しくは不許可を申立てたとき、裁判所書記官はその申立ての決定が確定するまで交付してはならない。

秘密保持命令を申立てた者が第1項の申立てに同意したときは、第2項の規定が適用されない。

第16条 当事者が知的財産権に無効、取消すべき原因があることを主張又は抗弁したとき、裁判所はその主張又は抗弁についての理由の有無を自ら判断しなければならない。民事訴訟法、行政訴訟法、商標法、専利法（日本の特許法、実用新案法、意匠法三法に相当）、植物品種及び種苗法その他の法律上の訴訟手続停止に関する規定は適用されない。

前項の場合において、裁判所が無効、又は取消の原因があると認めたととき、知的財産権者は当該民事訴訟において他方の当事者に権利を主張することができない。

第17条 裁判所は、当事者の前条第1項による主張又は抗弁を判断するため、必要なときに決定をもって知的財産主務機関に訴訟参加を命ずることができる。

知的財産主務機関が前項規定により訴訟に参加したとき、前条第1項の主張又は抗弁についての理由の有無に関するものに限って、民事訴訟法第61条の規定を適用する。

民事訴訟法第63条第1項前段、第64条の規定は、知的財産主務機関が訴訟に参加する場合、これを適用しない。

知的財産主務機関が訴訟に参加した後において、当事者が前条第1項の主張又は抗弁について争わないとき、裁判所は訴訟参加の決定を取消することができる。

第18条 証拠保全の申立ては、訴訟提起前に係属すべき裁判所にこれを行い、訴訟提起後は係属中の裁判所にこれを行う。

裁判所は証拠保全を実施するにあたり、書類証拠の鑑定、検証及び保全をすることができる。

裁判所は証拠保全を実施するにあたり、技術審査官に現場に赴き職務の執行を命ずることができる。

相手方が正当な理由なく、証拠保全の実施を拒否するとき、裁判所は強制力をもってこれを排除することができるが、必要な程度を超えてはならない。また必要があるとき、警察機関に協力を求めることができる。

裁判所は、証拠保全が相手方又は第三者の営業秘密を妨害するおそれがあるとき、申立人、相手方又は第三者の請求により、保全実施時に立合いを制限又は禁止することができ、また保全により得た証拠資料を別途保管し、並びに閲覧の不許可又は制限を命ずること

ができる。

前項に営業秘密を妨害するおそれがある場合は、第 11 条から第 15 条の規定を準用する。

裁判所が必要があると認めたとき、尋問を受けた者の住所・居所又は証拠物所在地の地方裁判所に保全の実施を囑託することができる。囑託を受けた裁判所が保全を実施するにあたり、第 2 項から第 6 項までの規定を適用する。

第 19 条 知的財産事件の第一審裁判を不服として、控訴又は抗告するときは、管轄の知的財産裁判所にこれを行う。

第 20 条 知的財産事件の第二審裁判に対しては、別段の定めがある場合を除き、第三審裁判所に上告又は抗告することができる。

第 21 条 知的財産事件における支払命令の申立てと取扱いは、民事訴訟法第六編の規定による。

債務者が支払命令に対し適法な異議申立てをしたとき、支払命令を発した裁判所は関係ファイル資料を知的財産裁判所に移送しなければならない。

第 22 条 仮差押、仮処分又は暫定的な状態を定める仮処分（日本でいう「仮の地位を定める仮処分」に相当）の申立ては、訴訟提起前に係属すべき裁判所にこれを行い、訴訟提起後は係属中の裁判所にこれを行う。

暫定的な状態を定める仮処分の申立てをするとき、申立人はその争う法律関係について、重大な損失の発生又は緊迫の危険を避けるためにその他これらに類する場合において必要がある事実を疎明しなければならない。その疎明が不十分なときは、裁判所は申立てを棄却しなければならない。

申立ての原因について疎明後、裁判所はなおも申立人に担保の提供を命じ、暫定的な状態の仮処分を定めることができる。

裁判所は暫定的な状態の仮処分を定める前に、双方当事人に意見陳述の機会を与えなければならない。但し、申立人が処分前に相手方に陳述を知らせるべきでない特殊な事情があることを主張し、かつ確実な証拠を提出し、裁判所が適切であると認めたときは、この限りでない。

暫定的な状態を定める仮処分が申立人に送達された日から 30 日以内に、訴訟が提起されないとき、裁判所は申立てにより又は職権で、これを取り消すことができる。

前項取消し処分の決定は公告しなければならない、公告時に効力を生じる。

暫定的な状態を定める決定が、最初から不当であるか、又は債権

者の申立て若しくは第5項の場合により裁判所がこれを取消したとき、申立人は相手方が処分により受けた損害を賠償しなければならない。

第三章 刑事訴訟

第23条 知的財産裁判所組織法第3条第2号前段、第4号所定の刑事案件の訴訟提起については、管轄の地方裁判所にこれを行わなければならない。検察官が簡易判決による処刑を申立てた場合もまた同様とする。

第24条 訴訟資料で営業秘密に関するものについて、裁判所は申立てにより審判を公開しないようにすることができ、また申立てにより又は職権で、ファイル又は証拠物の検閲、抄録又は録画を制限することもできる。

第25条 第23条の案件で、通常裁判、簡式裁判又は協議手続により下された地方裁判所の第一審判決を不服とし、控訴又は抗告を行うときは、少年刑事事件を除き、管轄の知的財産裁判所にこれを行わなければならない。

第23条の案件との間に刑事訴訟法第7条第1号所定の関連性のある他の刑事事件は、地方裁判所がこれらを併合して判決を下し、且つ併合して控訴又は抗告された場合もまた同様とする。但し、他の刑事事件がより重い罪であり、且つ犯罪事実が複雑なものについては、知的財産裁判所がこれを併合して管轄の高等裁判所への移送を決定することができる。

前項ただし書の決定は、別段の定めがある場合を除き、抗告することができる。

第26条 知的財産裁判所が第23条の案件について下した裁判について、別段の定めがある場合を除き、第三審裁判所に上告又は抗告することができる。

第27条 第23条案件の付帯民事訴訟を審理するにあたり、原告の訴えが適法ではないと認められたか、又は刑事訴訟で無罪、免訴若しくは不受理となった場合は、判決をもってこれを却下しなければならない。その刑事訴訟が決定を経て却下されたときは、決定をもって原告の訴えを却下しなければならない。

第23条案件の付帯民事訴訟を審理するにあたり、第三審裁判所は刑事訴訟法第508条から第511条までの規定により判決する場合を除き、自ら判決しなければならない。刑事訴訟法第504条第1項、第511条第1項前段の規定を適用しない。但し、刑事訴訟法第489条第2項の規定により管轄の誤り及び移送となった場合は、この限り

でない。

第 28 条 地方裁判所が通常裁判又は簡式裁判手続により第 23 条の案件について下された付帯民事訴訟の判決を不服とし、控訴又は抗告をするときは、管轄の知的財産裁判所にこれをしなければならない。

第 29 条 簡易手続による第 23 条の案件について、その付帯民事訴訟は刑事訴訟と同時に判決を下さなければならない。但し、必要があるとき、刑事訴訟判決後 60 日以内に判決をすることができる。

簡易手続による付帯民事訴訟の第二審判決について、第三審裁判所に上告又は抗告があったときは、民事訴訟法第 436 条ノ 2 から第 436 条ノ 5 までの規定を適用する。

第 30 条 第 8 条第 1 項、第 11 条から第 15 条まで、第 16 条第 1 項の規定は、第 23 条の案件又はその付帯民事訴訟の審理に準用する。

第四章 行政訴訟

第 30-1 条 行政訴訟法第 2 編第 2 章の簡易訴訟手続の規定は、知的財産の行政訴訟に適用しない。

第 31 条 知的財産裁判所組織法第 3 条第 3 号、第 4 号所定の行政訴訟事件は、知的財産裁判所が管轄する。

他の行政訴訟と前項各号訴訟を併合して提起するか、又は訴訟の追加をするときは、知的財産裁判所にこれを行わなければならない。

知的財産裁判所は第 1 項の強制執行事務を取扱うため、執行処を設立したり、又は地方裁判所民事執行処若しくは行政機関に執行の代行を囑託することができる。

債務者に前項囑託による執行代行の執行名義について異議があるときは、知的財産裁判所がこれを決定する。

第 32 条 知的財産裁判所の判決については、法律に別段の定めがある場合を除き、終審行政裁判所に上訴又は抗告することができる。

第 33 条 商標登録の無効、取消し、又は専利権の取消しに関する行政訴訟において、当事者が口頭弁論終結前に同一の無効又は取消し理由に関して、提出した新証拠について、知的財産裁判所はなおこれを参酌しなければならない。

知的財産主務機関は前項の新証拠について答弁書を提出し、他方の当事者が当該証拠に関する主張に理由があるかどうかを表明しなければならない。

第 34 条 第 8 条から第 15 条まで、第 18 条及び第 22 条の規定は、知的財産権

に関する行政訴訟において準用する。

知的財産の民事訴訟又は刑事訴訟を担当する裁判官は、当該訴訟事件に関わる知的財産の行政訴訟の裁判に参加することができる。この場合、行政訴訟法第 19 条第 3 号の規定は適用しない。

第五章 付則

第 35 条 本法の秘密保持命令に違反した者については、三年以下の懲役若しくは拘留、又は台湾ドル 10 万元以下の罰金に処すか、又はこれを併科する。

前項の罪は、親告罪とする。

第 36 条 法人の代表者、法人又は自然人の代理人、被用者その他の従業員が、業務執行により前条第 1 項の罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は自然人に対しても前条第 1 項の罰金を科す。

前項行為者に対する告訴又は告訴の取り下げは、その効力が法人又は自然人に及ぶ。前項法人又は自然人に対する告訴又は告訴の取り下げは、その効力が行為者に及ぶ。

第 37 条 本法施行前にすでに地方裁判所と高等裁判所に係属している知的財産の民事事件について、その裁判所の管轄及び審理手続は次の規定による。

一、その進捗状況により当該裁判所が本法の定める手続に従い、終結するが、既に法定手続に基づいて進められている訴訟手続の効力は影響を受けない。

二、地方裁判所が下した判決について、控訴又は抗告があっても、まだその訴訟ファイルを控訴又は抗告された裁判所に送達していないときは、知的財産の第二審裁判所に送達しなければならない。

第 23 条の案件及びそれに付帯する民事訴訟が本法施行前に既に各級裁判所に係属している場合、その後の訴訟手続は、当該各係属裁判所が本法の規定により終結しなければならない。但し、本法施行前に既に法定手続により進められていた訴訟手続の効力は影響を受けない。

本法施行前に、既に高等行政裁判所に係属している知的財産の行政訴訟事件は、その進捗状況により当該裁判所が本法の定める手続に従い終結するが、既に進行中の手続はその効力を失わない。

第 38 条 本法の施行細則及び審理細則は、司法院がこれを定める。

第 39 条 本法の施行期日は、司法院がこれを定める。